

## 消防職員特別教育救急隊長 研修を実施しました



本校では、今年度から救急隊長及び救急係長を対象とした救急隊長研修を新設し実施しました。

昨年、総務省消防庁から「救急業務に携わる職員の教育のあり方について」（平成26年5月23日付け消防救第103号通知。以下、「通知」という。）が示され、指導的救命士の養成と併せて、現任救急隊員等に対する教育訓練の重要性が明確となりました。このような状況を踏まえ、救急現場の最前線で業務を推進する救急隊長及び消防本部・署所において救急行政を企画・運営する救急係長に、適正な業務執行に必要な知識等を学んで頂くことを目的に、新たに本課程を実施したものです。

課程の中では、入校者以外の現任救急隊員に対しても、通知に示される生涯教育の必要科目を受講する機会を提供するため、「救急業務に係る法律問題・訴訟対策」（講師は杏林大学総合政策学部の橋本雄太郎教授）を公開授業として実施し、80名の救急隊員が病院前救護体制をめぐる法的課題と対策等について学びました。

### 1 実施期間

平成27年11月25日（水）・26日（木） 2日間

### 2 内容

- (1) 救急行政の現状と課題
- (2) P O T（心肺停止前トレーニング）
- (3) 救急業務に係る法律問題・訴訟対策
- (4) メディカルコントロール体制
- (5) 指導的救命士制度・現任隊員教育のあり方
- (6) 個人情報保護
- (7) コミュニケーションスキル
- (8) メンタルヘルス

### 3 修了者

10消防本部33名



P O T



救急業務に係る法律問題・訴訟対策